

組織的犯罪処罰法改正の強行採決に抗議する決議

上記の議案を提出する。

平成29年6月26日

提出者	青梅市議会議員	ひだ紀子
賛成者	青梅市議会議員	みねざき拓実
	同	藤野ひろえ

組織的犯罪処罰法改正の強行採決に抗議する決議

5月23日衆議院本会議において、さらに6月15日には参議院本会議において、組織的犯罪処罰法(いわゆる共謀罪)の改正が強行採決された。

とりわけ参議院においては、法案審議の中心となる法務委員会の審議が未了であるにもかかわらず、本会議での採決に踏み切った。十分かつ丁寧な審議を中断しての強行採決は、国会に対する国民の信頼を裏切るものであり、民主主義の基本に反する行為である。

組織的犯罪処罰法(いわゆる共謀罪)に対しては、多くの法学者、弁護士、市民団体などから、市民も処罰の対象となる懸念があり、国民生活に深く関わると指摘されている。

プライバシーに関する権利の国連特別報告者ジョゼフ・ケナタッチ氏からは「法案は監視強化につながるが、新たなプライバシー保護策は導入されていない」と指摘されている。

十分な審議を尽くさないままで、市民や企業の自由な発想や活動を萎縮させ、監視社会を招く恐れのある組織的犯罪処罰法を強行採決したことに、強く抗議する。

以上、決議する。

平成29年6月26日

東京都青梅市議会